

## 「守口市路上喫煙の防止に関する条例（案）骨子」についてパブリックコメント（意見募集）を募集します。

子供が歩行喫煙のたばこでやけどを被ったことがきっかけで、東京都千代田区で、路上喫煙の禁止を盛り込んだ条例が施行されて以後、全国で同様の規制を含む条例が施行されている背景のなか、本市が行ったアンケート調査においても、「やけどや衣類などの焼け焦げなどの被害を受けた、もしくは受けそうになった」が 22.3%、また「不快な思いをした」が 49.5%（いずれも複数回答）で、「迷惑なのでやめてほしい」、「喫煙場所で吸ってほしい」、「喫煙マナーの向上」といった、何らかの対策を求める人が 94.8%と大多数を占めています。

そのため、守口市では、路上喫煙の防止に関する条例を制定し、様々な施策に取り組み、路上喫煙のマナーが向上することにより、市民等が安全・安心に暮らせる生活環境を実現していきたいと考えています。

このたび、次のとおり市民の皆様のご意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施します。是非皆様のご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

### 募集期間

平成 29 年 1 月 13 日（金）から平成 29 年 2 月 11 日（土）まで

※郵送の場合は 2 月 11 日の消印有効

### 資料及び閲覧場所

以下の施設に「守口市路上喫煙の防止に関する条例（案）」（概要を含む）パブリックコメント募集要領、意見提出用紙を設置しております。また、市ホームページ（ダウンロード可）にも掲載しています。

- ・ 環境政策課（市役所北エリア 6 階）
- ・ 守口市情報コーナー（市役所北エリア 2 階）
- ・ 守口市情報発信コーナー（市役所北エリア 1 階）
- ・ 各地区コミュニティーセンター
- ・ 守口市大日サービスコーナー
- ・ 守口文化センター
- ・ 守口市民体育館
- ・ 守口市生涯学習情報センター
- ・ 菊水老人福祉センター
- ・ 佐太老人福祉センター

提出方法（※住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。）

1 投函	上記の設置場所の「市長の提言箱」に投函
2 持参	守口市役所北エリア 6 階 環境政策課
3 郵送	〒570-8666 守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号 守口市役所 環境政策課
4 FAX	06-6994-1691
5 E-mail	Mori_kankyoushi@city-moriguchi-osaka.jp

## 記載方法

意見提出用紙をご用意していますが、書式は特に定めておりません。

※件名には、「守口市路上喫煙の防止に関する条例（案）骨子」と記載してください。

## 提出されたご意見の取り扱い

提出いただいたご意見につきましては、市としての考え方を整理した上で、市ホームページ等に掲載いたします。なお、ご意見をお寄せいただいた方の個人情報を公表したり、パブリックコメントの目的以外に使用することは一切ございません。

また、内容に関係のないもの等は回答や公表をしないこともあります。お寄せいただいたご意見の全てが、内容に反映される訳ではございませんので何卒ご了承ください。

## 問合せ先

守口市役所 環境部 環境政策課

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2-5-5 守口市役所6階

電話：06-6992-1511 FAX：06-6996-5179